

九州電力株式会社玄海原子力発電所第3号機の
原子炉等規制法に基づく設計及び工事の計画の認可申請の概要

1. 申請者及び申請年月日等

申請者：九州電力株式会社 代表取締役 社長執行役員 池辺 和弘

申請年月日等：

令和2年 6月26日（原発本第88号）

補正年月日等：

令和2年11月27日（原発本第262号）

2. 発電用原子炉を設置する工場又は事業所の名称及び所在地

名称：玄海原子力発電所

所在地：佐賀県東松浦郡玄海町大字今村

3. 発電用原子炉施設の出力及び周波数

出力： 3, 478, 000 kW

第1号機： 559, 000 kW

第2号機： 559, 000 kW

第3号機： 1, 180, 000 kW（今回申請分）

第4号機： 1, 180, 000 kW

周波数： 60 Hz

4. 申請範囲

計測制御系統施設

10 計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）の基本設計方針、適用基準及び適用規格

11 計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）に係る工事の方法

放射性廃棄物の廃棄施設

1 気体、液体又は固体廃棄物貯蔵設備

（6）廃棄物貯蔵庫

・蒸気発生器保管庫（1, 2, 3号機共用）

5 放射性廃棄物の廃棄施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格

6 放射性廃棄物の廃棄施設に係る工事の方法

放射線管理施設

3 生体遮蔽装置

・蒸気発生器保管庫（1, 2, 3号機共用）

- 4 放射線管理施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格
- 5 放射線管理施設に係る工事の方法

その他発電用原子炉の附属施設

- 4 火災防護設備
 - 1 火災区域構造物及び火災区画構造物
 - ・蒸気発生器保管庫（1，2，3号機共用）
 - 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格
 - 4 火災防護設備に係る工事の方法

5. 工事の種類・内容

種類：発電用原子炉の基数の増加の工事以外の変更の工事

内容：放射性廃棄物の廃棄施設及び放射線管理施設等の改造（蒸気発生器保管庫の共用化及び保管対象物の変更）

6. 申請理由

玄海原子力発電所第3号機の原子炉容器上部ふた取り替えに伴い、取り外した原子炉容器上部ふたを保管するため、1号機設備である蒸気発生器保管庫（1，2号機共用）を3号機設備（1，2，3号機共用）とし、同保管庫の保管対象物の変更及び技術基準規則適合工事を行う。